一般会計補正後総額 58億3,347万8千円

大規模改修工事が終了した役場庁舎

6月定例会のあらまし

6月定例会は、2日に招集され、19日までの18日間の会期で、招集日には3月の選挙で初当選された村長の所信表明が行われました。

また、招集日に条例改正6件、一般会計の補正予算1件、同意1件など8議案が提出され、最終日には一般会計の補正予算1件、人事案件20件、諮問1件、意見書1件など23議案が追加提出されました。いずれも原案のとおり可決・同意・適任・採択しました。

一般質問は、会期16日目(6月17日)に6人が当面する村政の問題をただしました。

条例改正

飛島村農業委員会の委員に占める認定農業者等の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて

飛島村農業委員会の委員のうち、認定農業者等の割合を4分の1以上とすることについて、議会の同意を求めるもの。

(全員賛成で可決)

飛島村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

農業委員に農地利用最適化に係る活動の実績に応じて農地利用最適化交付金の支給に伴い、規定を整備するものです。

(全員賛成で可決)

飛島村税条例等の一部改正

住民税の寡婦(夫)控除の見直し、固定資産税の所有者不明土地等に係る課税上の手続きに関する規定の整備等関係条文の整理をするものです。

質疑

問 この改正は住民にとって税の負担増になるのか。

答　事務処理上の手続きや住民税においては、男性の1人親でも寡婦控除と同じ額に引き上げることとなるため、住民にとって有利な改正となる。

（全員賛成で可決）

飛島村国民健康保険税条例の一部改正

低所得者層の負担を軽減するため、軽減判定となる所得の基準額を引き上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯や、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯に対して令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険税を減免するものです。

税限度額の引き上げ

区　分	現　行	改正後
基礎課税額	60万円	62万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円
介護納付金課税額	16万円	17万円

5割・2割軽減の基準額の見直し

区　分	軽減判定所得	
	現　行	改正後
7割軽減	基礎控除額（33万円）	基礎控除額（33万円）
5割軽減	基礎控除額＋28万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）	基礎控除額＋28.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）
2割軽減	基礎控除額＋51万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）	基礎控除額＋52万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

質疑

問　**今回の改正で保険税課税額が最高限度額になるのは所得がどのくらいの方か。**

答　被保険者数や資産税によって違いはあるが、被保険者が3人、資産税額が20万円だとすると、所得は1810万円を超えると限度額になる。

問　**2割軽減、5割軽減の対象が拡大されて、低所得者層に対しては税の軽減になるのか。**

答　軽減の対象が広がるので負担軽減になる。

（全員賛成で可決）

飛島村母子・父子家庭医療費支給条例等の一部改正

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法が改正されたことに伴い、規定を整備するものです。

（全員賛成で可決）

担当窓口の住民課

飛島村介護保険条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者、または主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第1号被保険者に対し、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある介護保険料を減免するものです。

（全員賛成で可決）

担当窓口の福祉課

飛島村消防団員等公務災害補償条例の一部改正

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係条文を整備するものです。

消防団員等が公務等により死亡、負傷等の際に基準となる補償基礎額が引き上げられます。

（全員賛成で可決）

消防団の活動